

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、<u>職員（条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）</u>の給与の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 第7条 職員が引き続き職員以外の<u>大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）</u>の公務員となったときは、その日の前日までの分の給料をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により支給する。 (昇任等による昇給) 第33条 給料表の適用を受ける職員が大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）第2条第3号に規定する昇任をした場合<u>その他企業長が定める場合には</u>、昇任をした日又は企業長が定める日に、第30条第1項の規定により2号給上位の号給に昇給させることができる。 (扶養手当) <u>第41条</u> <u>条例第6条第1項ただし書に規定する企業長が定める職務の級は、7級とする。</u> <u>2</u> 扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については<u>1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、職員の給与の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 第7条 職員が引き続き職員以外の<u>企業団</u>の公務員となったときは、その日の前日までの分の給料をその月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により支給する。 (昇任等による昇給) 第33条 給料表の適用を受ける職員が大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）第2条第3号に規定する昇任をした場合には、昇任をした日に、第30条第1項の規定により2号給上位の号給に昇給させることができる。 (扶養手当) <u>第41条</u> 扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族については<u>13,800円、同項第2号から第5号までに</u>該当する扶養親族については1人につ

員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1—7 (略)

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

8 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村（以下「市町村」という。）の職員であった者で、引き続き同日に企業団の職員となったもの（以下「元市町村職員」という。）に係るこの規程に規定する職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらの適用を受ける期間については、企業長が別に定めるところにより決定するものとする。

9 元市町村職員については、元市町村職員として在職した期間を職員として在職した期間とみなして第52条及び第55条の規定を適用する。

10 前項に定めるもののほか、元市町村職員の給与の支給について必要な経過措置は、企業長が定める。

11 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、四條畷水道センターの当直（大阪広域水道企業団当直規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第2号）の規定により行う当直）に対する第50条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

期間	読み替え られる字 句	読み替え る字句
平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで	6,700円	8,500円
	3,350円	4,250円
平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで	6,700円	7,900円
	3,350円	3,950円
平成31年4月 1日から平成 32年3月31日 まで	6,700円	7,300円
	3,350円	3,650円

き6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1—7 (略)

別表第2 級別標準職務表（第15条関係）		別表第2 級別標準職務表（第15条関係）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
（略）	（略）	（略）	（略）
5 級	<u>1</u> 本部の参事の職務 <u>2</u> <u>市町村単位の出先機関の</u> <u>長</u> の職務 <u>3</u> 出先機関の次長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）	5 級	<u>1</u> 本部の参事の職務 <u>2</u> 出先機関の次長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	228,200	260,800	347,700	387,200	443,200	514,100	572,800
	2	138,700	230,400	262,600	350,000	389,700	445,500		
	3	139,900	232,400	264,400	352,200	392,400	447,600		
	4	141,000	234,300	266,300	354,600	394,900	449,800		
	5	142,100	236,100	268,300	356,900	397,600	451,500		
	6	143,200	237,800	270,500	359,200	400,300	453,300		
	7	144,300	239,600	272,600	361,400	403,100	455,200		
	8	145,400	241,400	274,800	363,700	405,800	457,200		
	9	146,500	243,100	277,100	365,900	408,300	459,100		
	10	147,900	244,900	279,300	368,100	410,700	460,800		
	11	149,200	246,800	281,400	370,200	413,000	462,300		
	12	150,500	248,700	283,600	372,400	415,300	464,100		
	13	151,800	250,300	285,800	374,600	417,400	465,500		
	14	153,300	252,200	287,900	376,800	419,400	467,000		
	15	154,800	253,900	290,000	378,900	421,300	468,400		
	16	156,400	255,700	292,100	381,100	423,300	469,900		
	17	157,700	257,400	294,400	383,400	425,200	471,200		
	18	159,200	259,400	296,600	385,600	427,100	472,500		
	19	160,700	261,300	298,700	387,700	428,900	473,700		
	20	162,200	263,300	300,900	389,900	430,800	474,700		
	21	163,600	265,200	303,100	391,900	432,700	475,500		
	22	166,300	267,100	305,300	393,700	434,300	476,000		
	23	168,900	268,900	307,400	395,300	435,800	476,400		
	24	171,500	270,800	309,600	397,000	437,400	476,800		
	25	174,200	272,700	311,900	398,700	439,000	477,000		
	26	175,900	274,600	314,000	400,200	440,300	477,400		
	27	177,600	276,400	316,100	401,800	441,600	477,800		
	28	179,300	278,300	318,200	403,400	442,900	478,300		
	29	180,800	280,100	320,300	404,900	444,000	478,900		
	30	182,600	282,000	322,400	406,100	445,300	479,300		
	31	184,400	283,800	324,500	407,200	446,500	479,700		
	32	186,200	285,600	326,600	408,400	447,800	480,100		
	33	187,900	287,400	328,600	409,500	448,700	480,600		
	34	189,700	289,300	330,800	410,700	449,500	480,900		
	35	191,500	291,100	332,800	411,900	450,100	481,300		
	36	193,300	293,000	334,900	413,100	450,600	481,700		
	37	194,800	294,600	336,800	414,000	451,000	482,000		
	38	196,500	296,400	338,900	414,700	451,500	482,400		
	39	198,200	298,200	341,000	415,400	451,800	482,800		
	40	199,700	300,000	343,100	416,100	452,200	483,200		
	41	204,400	301,800	345,000	416,800	452,500	483,500		
	42	206,300	303,500	347,000	417,500	452,800	483,800		
	43	208,400	305,100	349,000	418,100	453,100	484,100		
	44	210,300	306,800	351,000	418,500	453,400	484,300		
	45	212,100	308,500	352,900	419,000	453,600	484,500		
	46	213,800	310,200	354,800	419,300	453,800			
	47	215,800	311,900	356,700	419,500	454,000			
	48	217,800	313,600	358,600	419,700	454,200			
	49	220,000	314,900	360,300	419,900	454,400			
	50	222,100	316,500	361,800	420,100	454,600			
	51	224,200	318,100	363,300	420,300	454,800			
	52	226,200	319,700	364,800	420,500	455,000			

再任用 職員以 外の職 員	53	228,000	321,300	366,100	420,700	455,200			
	54	229,700	322,900	367,200	420,900	455,400			
	55	231,500	324,500	368,300	421,100	455,600			
	56	233,400	326,000	369,400	421,300	455,800			
	57	234,900	327,400	370,300	421,500	456,000			
	58	236,700	328,600	371,400	421,700				
	59	238,400	329,800	372,500	421,900				
	60	240,200	330,900	373,600	422,100				
	61	241,600	331,600	374,400	422,300				
	62	243,100	332,500	375,100	422,500				
	63	244,400	333,400	375,700	422,700				
	64	245,900	334,200	376,400	422,900				
	65	247,300	334,800	376,700	423,100				
	66	248,800	335,500	377,400	423,300				
	67	250,300	336,300	378,100	423,500				
	68	251,900	337,100	378,800	423,700				
	69	253,100	337,800	379,100	423,900				
	70	254,700	338,500	379,800	424,100				
	71	256,300	339,200	380,500	424,300				
	72	257,900	339,900	381,200	424,500				
	73	259,100	340,200	381,800	424,700				
	74	260,500	340,800	382,500					
	75	261,900	341,400	383,200					
	76	263,300	342,000	383,900					
	77	264,500	342,300	384,100					
	78	265,900	342,800	384,500					
	79	267,300	343,300	384,800					
	80	268,700	343,800	385,100					
	81	269,900	344,200	385,400					
	82	271,200	344,700	385,700					
	83	272,500	345,100	386,000					
	84	273,800	345,600	386,300					
	85	274,800	345,800	386,700					
	86	276,100	346,300	387,000					
	87	277,400	346,700	387,400					
	88	278,700	347,200	387,800					
	89	279,800	347,500	388,000					
	90	280,900	348,000	388,200					
	91	282,000	348,500	388,400					
	92	283,100	349,000	388,600					
	93	284,100	349,200	388,800					
	94	285,100	349,500	389,000					
	95	286,100	350,000	389,200					
	96	287,100	350,500	389,400					
	97	287,900	350,700	389,600					
	98	288,800	351,100	389,800					
	99	289,700	351,500	390,000					
	100	290,600	351,700	390,200					
	101	291,500	351,900	390,400					
	102	292,300	352,100						
	103	293,100	352,300						
	104	293,900	352,500						
	105	294,500	352,800						
	106	295,000	353,000						
	107	295,500	353,200						
	108	295,800	353,400						

	109	296,000	353,600						
	110	296,300	353,800						
	111	296,600	354,000						
	112	296,800	354,200						
	113	297,000	354,400						
	114	297,400							
	115	297,800							
	116	298,200							
	117	298,400							
	118	298,700							
	119	299,000							
	120	299,300							
	121	299,600							
	122	300,000							
	123	300,400							
	124	300,600							
	125	300,800							
	126	301,200							
	127	301,400							
	128	301,600							
	129	301,800							
	130	302,000							
	131	302,200							
	132	302,400							
	133	302,600							
	134	302,800							
	135	303,000							
	136	303,200							
	137	303,400							
	138	303,600							
	139	303,800							
	140	304,000							
	141	304,200							
	142	304,400							
	143	304,600							
	144	304,800							
	145	305,000							
	146	305,200							
	147	305,400							
	148	305,600							
	149	305,800							
	150	306,000							
	151	306,200							
	152	306,400							
	153	306,600							
	154	306,800							
	155	307,000							
	156	307,200							
	157	307,400							
再任用 職 員		217,100	238,600	261,500	297,200	366,800	383,600	400,500	454,100

別表第2を次のように改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)	(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)																																				
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>381,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>431,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>485,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>549,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>626,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>731,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>857,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>381,000</u>	2	<u>431,000</u>	3	<u>485,000</u>	4	<u>549,000</u>	5	<u>626,000</u>	6	<u>731,000</u>	7	<u>857,000</u>	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>384,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>434,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>488,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>552,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>630,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>735,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>861,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>384,000</u>	2	<u>434,000</u>	3	<u>488,000</u>	4	<u>552,000</u>	5	<u>630,000</u>	6	<u>735,000</u>	7	<u>861,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>381,000</u>																																				
2	<u>431,000</u>																																				
3	<u>485,000</u>																																				
4	<u>549,000</u>																																				
5	<u>626,000</u>																																				
6	<u>731,000</u>																																				
7	<u>857,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>384,000</u>																																				
2	<u>434,000</u>																																				
3	<u>488,000</u>																																				
4	<u>552,000</u>																																				
5	<u>630,000</u>																																				
6	<u>735,000</u>																																				
7	<u>861,000</u>																																				
2—4 (略)	2—4 (略)																																				

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第17条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第5の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。 <u>ただし、企業長は、同表に定める成績率によることができない場合にあっては、別段の取扱いをするものとする。</u>	第17条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第5の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。
2 (略)	2 (略)
附 則	附 則
(施行期日)	
1 この規程は、平成23年4月1日から施	この規程は、平成23年4月1日から施行

行する。 <u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村(以下「市町村」という。)の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(以下「元市町村職員」という。)</u>については、<u>市町村の職員として在職した期間を大阪広域水道企業団の職員として在職した期間とみなしてこの規程の在職期間又は勤務期間に関する規定を適用する。</u>	する。
--	------------

別表第5を次のように改める。

別表第5（第17条関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職	100分の42超	100分の38.5	100分の38.5未満
特定管理職員	100分の52超	100分の48.5	100分の48.5未満

備考 「特定管理職員」とは、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第52条第1項に規定する特定管理職員をいう。

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年大阪広域水道企業団管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に<u>100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</u>に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 4—9 (略)	附 則 1・2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 4—9 (略)

--	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「改正後給与規程」という。)第41条第2項の規定の適用については、同項中「条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第41条第2項の規定の適用については、同項中「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第41条第2項の規定の適用については、同項中「6級」とあるのは「6级以上」とする。